

働き方改革は 待ったなし！！

働き方改革が中小企業に与える影響

2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されています。今回の法改正は、事業規模に関わらず対応が必要な改正内容(罰則付き)なども含まれています。法改正への対応はもうお済ですか？

事業所の方が捉えておくべき法改正のポイントや、働き方改革に取り組む際の実務上のポイントを中小企業のサイズ感で分かりやすく説明します。個別相談も実施しますので、この機会に是非ご参加ください。

日時 2019年**5月22日(水)**
14:00～16:00
※ 終了後、セミナー講師による個別相談あり

場所 青梅商工会議所 3階会議室

参加
無料

定員30名 (定員を超えた場合のみ
ご連絡します)

対象:市内商工業者及び創業を目指す方

特別条項があっても制限あり
時間外労働上限規制が導入

年10日以上有給休暇権利のある従業員
年次有給休暇の確実な取得

手当支給は要注意
不合理な待遇差の禁止

◆内容◆

1、働き方改革関連法関係

- (1) 残業規制について
- (2) 有給休暇の取得の義務化
- (3) 同一労働同一賃金とは

2、労働保険制度の整備と活用

3、質疑

◆講師◆

社会保険労務士池谷事務所 所長
イケヤ タケト
社会保険労務士 池谷 岳人 氏

(略歴) 労務管理、社会保険・労働保険制度、就業規則から人事制度の設計まで、中小・小規模の企業を中心に相談・指導を行っている。
また、厚生労働大臣認可「労働保険事務組合 多摩雇用管理福祉協会」の(事務長)を務めている。

◆申込方法◆ 青梅商工会議所 中小企業相談所 (TEL:0428-23-0113 FAX:0428-23-1122)
下記事項をご記入の上、電話・FAX・HP(<https://www.omecci.jp/>)よりお申込みください。

「働き方改革が中小企業に与える影響」セミナー参加申込書

2019年5月22日(水)開催

当所は、個人情報が適切に取り扱われている企業等に与えられるプライバシーマークを取得し、個人情報保護に努めています。当所の個人情報の取り扱いに関する考え方につきましては、当所個人情報保護方針のページ(<https://www.omecci.jp/privacy/>)の「個人情報の取り扱いについて」又は、同内容の別紙「個人情報の取り扱いについて」をご覧ください。当所の個人情報の利用目的や提供等に関する事項に同意の上、申し込みください。なお、ご記入いただきました個人情報は本事業の実施及び運営や連絡のために利用いたします。上記の個人情報の取り扱いに参加者ご本人様の同意確認の上、お申込ください。(参加者名の右にある同意確認の同意するにチェックがある方のみ受付いたします。同意の無い場合は、受付できませんのでご了承ください。)

事業所名		参加者	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
TEL			<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
業種		個別相談	個別相談 (希望する・しない)